

議案第1号説明資料

令和6年2月13日

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～3
参考資料	4～7

政策課

# 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部の改正を行うものです。

## 2 改正内容

番号利用法の改正により法別表第2が廃止されることに伴い、本条例において番号利用法の法別表第2を参照している箇所について、用語を定義し、法別表第2を参照する条項を置き換える。

施行日：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

【改正箇所】第2条、第4条

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 省略 (1)～(4) 省略 <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条 省略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関(以下単に「執行機関」という。)が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> <p>第5条・第6条 省略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 省略 (1)～(4) 省略</p> <p>第3条 省略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関(以下単に「執行機関」という。)が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> <p>第5条・第6条 省略</p>

改正案	現行
<u>行する。</u>  別表第1～別表第3 省略	別表第1～別表第3 省略

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号利用法」)

### 1 番号利用法改正の目的

新型コロナウイルス感染症等により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が高まっているなか、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードの利用の推進に関する各種施策を講じ、国民の利便性向上等を図ることを目的として改正が行われた。

### 2 公布・施行日

公布日 令和5年6月9日

施行日 政令で定める日（令和6年5月末予定）

### 3 主な改正のポイント

#### (1) マイナンバーの利用範囲の拡大

社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。

⇒ 国家資格（理容師、美容師、建築士等）、自動車登録や在留資格に係る許可事務において、マイナンバーの利用を可能とすることで、各種事務手続における添付書類の省略等が可能になった。

#### (2) マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し（町条例改正対象）

	改正前	改正後
取扱事務	法「別表第1」に限定列挙	法「別表第1」を「別表」とし、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務についても、マイナンバーの利用を可能とする
情報連携事務	法「別表第2」に限定列挙	法「別表第2」を廃止、「特定個人番号利用事務」として定義し、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする

⇒ 新規で情報連携を行う場合は、都度、番号利用法の改正を行う必要があったが、改正後の別表に法定された事務であれば、主務省令に規定することで情報連携が可能になった。

#### 4 町条例の改正

町条例において、マイナンバーを情報連携する事務について法「別表第2」を引用していたが、今回の法改正により法「別表第2」が廃止され「特定個人番号利用事務」と定義されたことから、この法改正に合わせた条例改正を行う。

※ 取扱事務については、国が法で定めるほか、町が独自に取扱事務を規定

**[参考] 町が独自に条例により定める「独自利用事務」**

- ① 障害者の医療費助成
- ② ひとり親家庭等の医療費助成
- ③ こども医療費助成
- ④ 就学援助費
- ⑤ 在宅重度障害者等手当

【参 考】

番号利用法 新旧対照条文（抜粋）

改正後	改正前
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第 19 条</p> <p>何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに</u></p>	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第 19 条</p> <p>何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。</u></p>

記録されたものに限る。) の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。	
--	--

### 別表第一（抄）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百三十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
六 都道府県知事	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

### 別表第二（抄）

情報照会者	情報	情報提供者	特定個人情報
二十 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの